

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表（1/12）

旧 【改定前】	新 【改定後】
「週休2日」試行工事実施要領	「週休2日」試行工事実施要領
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する事業（営繕事業除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 「週休2日」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。</p> <p>(1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間</p> <p>(2) 工場製作のみを実施している期間</p> <p>(3) 工事の全部を一時中止している期間</p> <p>(4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>3 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する事業（営繕事業除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれのとおりとする。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</p> <p><u>1) 通期の週休2日</u> 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><u>2) 月単位の週休2日</u> 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。</p> <p>1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間</p> <p>2) 工場製作のみを実施している期間</p> <p>3) 工事の全部を一時中止している期間</p> <p>4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>(3) 4週8休 <u>通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。</u> <u>月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月（28日間）毎に現</u></p>

「週休 2 日」 試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (2/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p>4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(対象工事) 第4条 対象工事は、原則として土木部が所管する事業（営繕事業を除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休 2 日」試行工事の対象であることを明示するものとする。</p> <p>(実施手続) 第5条 受注者は、施工計画書提出前に「週休 2 日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休 2 日」試行工事を実施しない場合は、第2項から第4項までの規定は適用しない。</p> <p>2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。</p> <p>3 受注者は、「週休 2 日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）</p> <p>4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取</p>	<p style="color: red;">場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p style="color: red;">なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(対象工事) 第4条 対象工事は、原則として土木部が所管する事業（営繕事業を除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事（土木工事標準積算基準書を用いて積算を行う業務委託を含む）とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。</p> <p style="color: red;">(発注方式) 第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。</p> <p style="color: red;">2 発注者は、特記仕様書に「週休 2 日」試行工事の対象であることを明示するものとする。</p> <p>(実施手続) 第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。</p> <p style="color: red;">2 受注者は、「週休 2 日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）</p> <p style="color: red;">3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡案内、安全教育・訓練等の記録資料等について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。</p> <p>4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取</p>

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (3/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p>得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。</p> <p>（工事費の積算）</p> <p>第6条 発注者は、4週8休以上の休日確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、4週8休以上の休日確保に満たない場合は、その実施状況に応じて補正分を減額変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数に乗じるものとする。</p> <p>[一般土木事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合） 【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04 【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.06</p> <p>② 4週7休以上4週8休未滿（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未滿の場合） 【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03 【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未滿（現場閉所率が21.4%以上25.0%未滿の場合） 【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01 【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03</p> <p>[港湾・漁港事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合） 【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04 【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03 ・ 臨港道路、橋梁に関する工事は、[一般土木事業]を適用する</p> <p>[空港土木事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合） 【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04 【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p>	<p>得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。</p> <p>（工事費の積算）</p> <p>第7条 発注者は、<u>通期の4週8休以上の休日</u>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。 なお、<u>現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。一般土木事業において、月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。</u> また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数に乗じるものとする。</p> <p>[一般土木事業]</p> <p>① <u>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</u> 【労務費】 <u>1.02</u> 【機械経費(賃料)】 <u>1.02</u> 【共通仮設費】 <u>1.02</u> 【現場管理費】 <u>1.03</u></p> <p>② <u>月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）</u> 【労務費】 <u>1.04</u> 【機械経費(賃料)】 <u>1.02</u> 【共通仮設費】 <u>1.03</u> 【現場管理費】 <u>1.05</u></p> <p>[港湾・漁港事業]</p> <p>① <u>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</u> 【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04 【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03 ・ 臨港道路、橋梁に関する工事は、[一般土木事業]を適用する</p> <p>[空港土木事業]</p> <p>① <u>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</u> 【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04 【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p>

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (4/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】								
<p>② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%以上28.5%未満の場合）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【労務費】 1.03</td> <td style="width: 50%;">【機械経費(賃料)】 1.03</td> </tr> <tr> <td>【共通仮設費】 1.02</td> <td>【現場管理費】 1.03</td> </tr> </table> <p>③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の場合）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【労務費】 1.01</td> <td style="width: 50%;">【機械経費(賃料)】 1.01</td> </tr> <tr> <td>【共通仮設費】 1.01</td> <td>【現場管理費】 1.01</td> </tr> </table>	【労務費】 1.03	【機械経費(賃料)】 1.03	【共通仮設費】 1.02	【現場管理費】 1.03	【労務費】 1.01	【機械経費(賃料)】 1.01	【共通仮設費】 1.01	【現場管理費】 1.01	<p style="color: red;">（工事成績評定の取り扱い）</p> <p style="color: red;">第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。</p> <p style="color: red;">なお、対象期間において、月単位の週休2日（28.5%）以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。</p> <p>（実施証明）</p> <p>第9条 <u>週休2日を達成した場合</u>、実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。</p> <p>（留意事項）</p> <p>第10条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。 （2）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。 （3）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。 （4）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。 （5）<u>受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進</u>
【労務費】 1.03	【機械経費(賃料)】 1.03								
【共通仮設費】 1.02	【現場管理費】 1.03								
【労務費】 1.01	【機械経費(賃料)】 1.01								
【共通仮設費】 1.01	【現場管理費】 1.01								
<p>（実施証明）</p> <p>第7条 「週休2日」試行工事を実施した工事で、4週6休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。</p> <p>（留意事項）</p> <p>第8条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。 （2）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。 （3）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。 （4）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。 （5）受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働 									

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (5/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p>き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p>	<p><u>すること。</u> <u>(6) 発注者は書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。</u></p>
<p>附則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。 この要領は、令和元年7月15日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年7月15日から施行する。 この要領は、令和3年8月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。 この要領は、令和元年7月15日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年7月15日から施行する。 この要領は、令和3年8月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表（6/12）

旧 【改定前】		新 【改定後】			
別表		別表			
[一般土木事業]		[一般土木事業]			
名称	区分	補正係数			月単位
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	
鉄筋工		1.01	1.03	1.05	1.04
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04	1.03
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.04
法面工		1.00	1.01	1.02	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01	1.01
別表					
[一般土木事業]					
名称	区分	補正係数		月単位	
		通期	月単位		
鉄筋工		1.02	1.04	1.04	
ガス圧接工		1.02	1.03	1.03	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	1.04	
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	1.04	
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	1.04	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.04	
	撤去	1.02	1.04	1.04	
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.02	
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	
	撤去・移設	1.02	1.03	1.03	
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	1.04	
法面工		1.01	1.02	1.02	
吹付砕工		1.01	1.03	1.03	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.03	
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.04	
	剪定	1.02	1.04	1.04	
公園植栽工		1.02	1.04	1.04	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.02	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.04	
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.01	
グレーピング工		1.00	1.01	1.01	
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.02	
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	

「週休 2 日」 試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (7/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】																																																																																																																																																																																																															
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別表</div> <div style="margin-bottom: 10px;">[港湾・漁港事業]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名称</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>4週8休以上</td> </tr> <tr> <td>底面工</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)</td> <td></td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>支保工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>足場工</td> <td></td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>吊鉄筋工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>型枠工</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート打設工</td> <td>(ポンプ車打設)</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>(ポンプ車打設以外)</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>止水板工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>上蓋工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>伸縮目地工</td> <td></td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>係船柱取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防舷材取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>車止・縁金物取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>係船柱撤去</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防舷材撤去</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>車止撤去</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>電気防食取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防砂目地板取付工(陸上施工)</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防砂目地板取付工(水中施工)</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>吸出し防止工(陸上施工・海上施工)</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>ベトロラタム被覆</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>現場鋼材溶接・切断工(水中施工)</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>かき落とし工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜設置・撤去・移設</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止枠設置・撤去</td> <td></td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>灯浮標設置・撤去</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚濁防止膜保守管理</td> <td>(海上目視点検作業あり・水中目視点検)</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>(海上目視点検作業なし)</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">異形ブロック製作</td> <td>型枠工</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>コンクリート打設工</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数			4週8休以上	底面工		1.04	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01	支保工		1.05	足場工		1.03	鉄筋工		1.05	吊鉄筋工		1.05	型枠工		1.04	コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05	(ポンプ車打設以外)	1.05	止水板工		1.05	上蓋工		1.05	伸縮目地工		1.03	係船柱取付		1.05	防舷材取付		1.05	車止・縁金物取付		1.05	係船柱撤去		1.05	防舷材撤去		1.05	車止撤去		1.05	電気防食取付		1.05	防砂目地板取付工(陸上施工)		1.05	防砂目地板取付工(水中施工)		1.04	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.04	ベトロラタム被覆		1.05	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.05	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05	かき落とし工		1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04	汚濁防止枠設置・撤去		1.03	灯浮標設置・撤去		1.04	汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業あり・水中目視点検)	1.01	(海上目視点検作業なし)	1.05	異形ブロック製作	型枠工	1.05	コンクリート打設工	1.05	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別表</div> <div style="margin-bottom: 10px;">[港湾・漁港事業]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名称</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>底面工</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)</td> <td></td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>支保工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>足場工</td> <td></td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>吊鉄筋工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>型枠工</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート打設工</td> <td>(ポンプ車打設)</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>(ポンプ車打設以外)</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>止水板工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>上蓋工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>伸縮目地工</td> <td></td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>係船柱取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防舷材取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>車止・縁金物取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>係船柱撤去</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防舷材撤去</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>車止撤去</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>電気防食取付</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防砂目地板取付工(陸上施工)</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防砂目地板取付工(水中施工)</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>吸出し防止工(陸上施工・海上施工)</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>ベトロラタム被覆</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>現場鋼材溶接・切断工(水中施工)</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>かき落とし工</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜設置・撤去・移設</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止枠設置・撤去</td> <td></td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>灯浮標設置・撤去</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚濁防止膜保守管理</td> <td>(海上目視点検作業あり・水中目視点検)</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>(海上目視点検作業なし)</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">異形ブロック製作</td> <td>型枠工</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>コンクリート打設工</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数	底面工		1.04	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01	支保工		1.05	足場工		1.03	鉄筋工		1.05	吊鉄筋工		1.05	型枠工		1.04	コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05	(ポンプ車打設以外)	1.05	止水板工		1.05	上蓋工		1.05	伸縮目地工		1.03	係船柱取付		1.05	防舷材取付		1.05	車止・縁金物取付		1.05	係船柱撤去		1.05	防舷材撤去		1.05	車止撤去		1.05	電気防食取付		1.05	防砂目地板取付工(陸上施工)		1.05	防砂目地板取付工(水中施工)		1.04	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.04	ベトロラタム被覆		1.05	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.05	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05	かき落とし工		1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04	汚濁防止枠設置・撤去		1.03	灯浮標設置・撤去		1.04	汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業あり・水中目視点検)	1.01	(海上目視点検作業なし)	1.05	異形ブロック製作	型枠工	1.05	コンクリート打設工	1.05
名称	区分	補正係数																																																																																																																																																																																																														
		4週8休以上																																																																																																																																																																																																														
底面工		1.04																																																																																																																																																																																																														
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01																																																																																																																																																																																																														
支保工		1.05																																																																																																																																																																																																														
足場工		1.03																																																																																																																																																																																																														
鉄筋工		1.05																																																																																																																																																																																																														
吊鉄筋工		1.05																																																																																																																																																																																																														
型枠工		1.04																																																																																																																																																																																																														
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05																																																																																																																																																																																																														
	(ポンプ車打設以外)	1.05																																																																																																																																																																																																														
止水板工		1.05																																																																																																																																																																																																														
上蓋工		1.05																																																																																																																																																																																																														
伸縮目地工		1.03																																																																																																																																																																																																														
係船柱取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
防舷材取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
車止・縁金物取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
係船柱撤去		1.05																																																																																																																																																																																																														
防舷材撤去		1.05																																																																																																																																																																																																														
車止撤去		1.05																																																																																																																																																																																																														
電気防食取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
防砂目地板取付工(陸上施工)		1.05																																																																																																																																																																																																														
防砂目地板取付工(水中施工)		1.04																																																																																																																																																																																																														
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04																																																																																																																																																																																																														
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.04																																																																																																																																																																																																														
ベトロラタム被覆		1.05																																																																																																																																																																																																														
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.05																																																																																																																																																																																																														
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05																																																																																																																																																																																																														
かき落とし工		1.05																																																																																																																																																																																																														
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04																																																																																																																																																																																																														
汚濁防止枠設置・撤去		1.03																																																																																																																																																																																																														
灯浮標設置・撤去		1.04																																																																																																																																																																																																														
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業あり・水中目視点検)	1.01																																																																																																																																																																																																														
	(海上目視点検作業なし)	1.05																																																																																																																																																																																																														
異形ブロック製作	型枠工	1.05																																																																																																																																																																																																														
	コンクリート打設工	1.05																																																																																																																																																																																																														
名称	区分	補正係数																																																																																																																																																																																																														
底面工		1.04																																																																																																																																																																																																														
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01																																																																																																																																																																																																														
支保工		1.05																																																																																																																																																																																																														
足場工		1.03																																																																																																																																																																																																														
鉄筋工		1.05																																																																																																																																																																																																														
吊鉄筋工		1.05																																																																																																																																																																																																														
型枠工		1.04																																																																																																																																																																																																														
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05																																																																																																																																																																																																														
	(ポンプ車打設以外)	1.05																																																																																																																																																																																																														
止水板工		1.05																																																																																																																																																																																																														
上蓋工		1.05																																																																																																																																																																																																														
伸縮目地工		1.03																																																																																																																																																																																																														
係船柱取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
防舷材取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
車止・縁金物取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
係船柱撤去		1.05																																																																																																																																																																																																														
防舷材撤去		1.05																																																																																																																																																																																																														
車止撤去		1.05																																																																																																																																																																																																														
電気防食取付		1.05																																																																																																																																																																																																														
防砂目地板取付工(陸上施工)		1.05																																																																																																																																																																																																														
防砂目地板取付工(水中施工)		1.04																																																																																																																																																																																																														
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04																																																																																																																																																																																																														
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.04																																																																																																																																																																																																														
ベトロラタム被覆		1.05																																																																																																																																																																																																														
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.05																																																																																																																																																																																																														
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05																																																																																																																																																																																																														
かき落とし工		1.05																																																																																																																																																																																																														
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04																																																																																																																																																																																																														
汚濁防止枠設置・撤去		1.03																																																																																																																																																																																																														
灯浮標設置・撤去		1.04																																																																																																																																																																																																														
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業あり・水中目視点検)	1.01																																																																																																																																																																																																														
	(海上目視点検作業なし)	1.05																																																																																																																																																																																																														
異形ブロック製作	型枠工	1.05																																																																																																																																																																																																														
	コンクリート打設工	1.05																																																																																																																																																																																																														

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (8/12)

旧 【改定前】				新 【改定後】		
参 考				参 考		
[一般土木事業]				[一般土木事業]		
	現場閉所状況				現場閉所状況	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		通期の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	28.5%以上	25.0%以上 28.5%未満	21.4%以上 25.0%未満	現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費	1.04	1.03	1.02	共通仮設費	1.02	1.03
現場管理費	1.06	1.04	1.03	現場管理費	1.03	1.05
[港湾・漁港事業]				[港湾・漁港事業]		
	現場閉所状況			現場閉所状況		
	4週8休以上			通期の週休2日		
現場閉所率	28.5%以上		現場閉所率	28.5%以上		
労務費	1.05		労務費	1.05		
機械経費(賃料)	1.04		機械経費(賃料)	1.04		
共通仮設費	1.02		共通仮設費	1.02		
現場管理費	1.03		現場管理費	1.03		
[空港土木事業]				[空港土木事業]		
	現場閉所状況				現場閉所状況	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		通期の週休2日	
現場閉所率	28.5%以上	25.0%以上 28.5%未満	21.4%以上 25.0%未満	現場閉所率	28.5%以上	
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.05	
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	
共通仮設費	1.03	1.02	1.01	共通仮設費	1.03	
現場管理費	1.04	1.03	1.01	現場管理費	1.04	
※現場閉所率…対象期間内の現場閉所日数の割合 (28.5%→8日/28日, 25.0%→7日/28日, 21.4%→6日/28日)						

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (10/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">(別紙2)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">令和〇年〇月〇日</div> <p style="margin-left: 20px;">株式会社 ○○○○ ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">鹿児島県○○地域振興局長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">週休2日実施証明書</p> <p>下記工事について、週休2日の実施を証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>工 事 名 : ○○○○工事(○○R○-○工区) 工 期 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 完成年月日 : 令和〇年〇月〇日</p> <p>週休2日実施内容(実施した内容に■を附している)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 4週8休を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週7休を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週6休を達成した。 	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">(別紙2)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">令和〇年〇月〇日</div> <p style="margin-left: 20px;">株式会社 ○○○○ ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">鹿児島県○○地域振興局長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">週休2日実施証明書</p> <p>下記工事について、週休2日の実施を証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>工 事 名 : ○○○○工事(○○R○-○工区) 工 期 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 完成年月日 : 令和〇年〇月〇日</p> <p>週休2日実施内容(実施した内容に■を附している)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 4週8休(通期)を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週8休(月単位)を達成した。

「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (11/12)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p style="text-align: center;">「週休2日」試行工事の明示例</p> <div data-bbox="280 534 929 1348" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ご迷惑をおかけします</p> <p style="text-align: center;">「週休2日」試行工事</p> <p style="text-align: center;">○○○○○○を なおしています</p> <p style="text-align: center;"><small>熱い感動 風は南から</small> 2023 燃ゆる感動 かごしま国体・かごしま大会 <small>特別国民体育大会 特別全国障害者スポーツ大会</small></p> <p style="text-align: center;">令和○○年○○月○○日まで 時間帯 ○:○○~○:○○</p> <p style="text-align: center;">道路改築工事(○○○○R○-○工区)</p> <p>発注者 鹿児島県○○地域振興局 建設部○○○○課 電話 099-***-****</p> <p>施工者 ○○○○○建設株式会社 電話 099-***-****</p> </div>	<p style="text-align: center;">「週休2日」試行工事の明示例</p> <div data-bbox="1310 518 1982 1364" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ご迷惑をおかけします</p> <p style="text-align: center;">「週休2日」試行工事</p> <p style="text-align: center;">○○○○○○を なおしています</p> <p style="text-align: center;"> かごしま未来応援隊! <small>(愛称: KMO 'Kagoshima Mirai Ouentai)</small></p> <p style="text-align: center;">令和○○年○○月○○日まで 時間帯 ○:○○~○:○○</p> <p style="text-align: center;">道路改築工事(○○○○R○-○工区)</p> <p>発注者 鹿児島県○○地域振興局 建設部○○○○課 電話 099-***-****</p> <p>施工者 ○○○○○建設株式会社 電話 099-***-****</p> </div>

「週休 2 日」 試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (12/12)

旧 【改定前】				新 【改定後】			
「週休 2 日」 試行工事実施フロー				「週休 2 日」 試行工事実施フロー			
時点	項目	受注者	発注者	時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	-	4 週 8 休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を 作成 【実施要領第 6 条関係】	発注時	積算	-	通期の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を 作成 【実施要領第 7 条関係】
	特記仕様書	-	対象工事である旨を 明示 【実施要領第 4 条関係】		特記仕様書	-	対象工事である旨を 明示 【実施要領第 4 条関係】
契約後	意思表示	施工計画書提出前に実施の意向について「工事打合簿」により 協議 【実施要領第 5 条第 1 項関係】	受理	契約後	実施手続き	施工計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 1 項関係】	受理
		施工計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 5 条第 2 項関係】	受理			確認	
実施中	準備	工事の標示施設に「週休 2 日」試行工事である旨を 明示 【実施要領第 5 条第 3 項関係】	確認	実施中	準備	工事の標示施設に「週休 2 日」試行工事である旨を 明示 【実施要領第 6 条第 2 項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を 確認 【実施要領第 5 条第 4 項関係】		現場開所の確認	月 1 回程度を目安とし、現場開所を確認できる資料等について受注者に 提示 し、現場開所の状況を 確認 を受ける。 【実施要領第 6 条第 3 項関係】	確認
完成時	実施報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を 確認 【実施要領第 5 条第 4 項関係】	完成時	実施報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	実施の結果、通期の 4 週 8 休に満たない場合は補正分を減額変更。一般土木事業において、月単位の週休 2 日を達成した場合は、月単位の補正係数に変更。 【実施要領第 7 条関係】
		工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を 確認 【実施要領第 5 条第 4 項関係】			実施報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】
完成時	実施報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を 確認 【実施要領第 5 条第 4 項関係】	完成後	成績評定	-	明らかに受注者側に週休 2 日に取り組み姿勢が見られなかった場合については、点数を減ずる。対象期間において、月単位の週休 2 日達成時は、加点評価。 【実施要領第 8 条関係】